

# 令和6年度会費納入について

## 1. 算定の基準

均等割、出資又は資本金額割及び組合員数割とし、それぞれ次に掲げる額とする。  
(出資又は資本金額及び組合員数は、令和6年4月1日現在を基準とする。)

(1) 均等割 18,000円

(2) 出資又は資本金額割

区 分 (出資又は資本金額)	金 額
20万円未満	3,500円
20万円 ～ 50万円未満	6,500円
50万円 ～ 100万円 〃	10,500円
100万円 ～ 200万円 〃	22,000円
200万円 ～ 300万円 〃	33,500円
300万円 ～ 400万円 〃	44,000円
400万円 ～ 500万円 〃	67,500円
500万円 ～ 1,000万円 〃	93,500円
1,000万円 ～ 3,000万円 〃	110,000円
3,000万円以上	135,500円

(3) 組合員数割

区 分 (組合員数)	金 額
29人以下	5,000円
30人 ～ 40人	6,500円
41人 ～ 50人	7,500円
51人 ～ 100人	10,000円
101人 ～ 200人	13,500円
201人 ～ 300人	15,000円
301人 ～ 500人	18,500円
501人以上	22,000円

## 2. 賦課額の算定

- (1) 次の(2)から(4)以外の会員（以下「事業協同組合等」という。）は、均等割に出資又は資本金額割及び組合員数割を加えた額とする。
- (2) 企業組合、協業組合及び会社は、均等割に出資又は資本金額割を加えた額とし、非出資の商工組合及び生活衛生同業組合は、均等割に組合員数割を加えた額とする。
- (3) 協同組合連合会及び商店街振興組合連合会は、一律5万円とする。
- (4) 賛助会員（社団法人等本会の趣旨に賛同するもの）は、10万円以内とし、個別に会長が決定する。
- (5) 新たに加入する組合に対しては、上記のほかに加入時において一律10万円の入会金を賦課する。

## 3. 納入方法

- (1) 会費は、上記により算定した額を通常総会終了後に請求する。
- (2) 会費は、全額を一括して納入する。